

監理団体の業務の運営に係わる規定

事業所名： 康和織物協同組合
福井県丹生郡越前町乙坂 19-1-1

第一 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

第二 求人

1. 本事業所は、取り扱い職種の範囲内で技能実習に関するものに関し、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。但し、その申し込みの内容が法令に違反する場合、申し込みの賃金、労働時間その他の労働条件が通常のものに比べて著しく不相当であると認める場合、又は実習実施者が労働条件を明示しない場合は、その申し込みを受理いたしません。
2. 求人の申し込みは団体監理型実習実施者の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込みください。なお、直接来所できない場合は電話、FAX、電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申し込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。
4. 求人受付の際には、監理費を、別表の監理費表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、紹介の成否に関わらずお返しいたしません。

第三 求職

1. 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するかぎり、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理いたします。但し、その申し込みが法令に違反するときはこれを受理いたしません。
2. 本職申し込みは、団体監理型技能実習生等またはその代理人、外国の送り出し機関から求職の申し込みの取次ぎを受けるときは、外国の送り出し機関から、所定の求職表によりお申し込みください。電話、FAXまたは電子メールで差し支えありません。

第四 技能実習に関する職業紹介

1. 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第二条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるように極力お世話いたします。

2. 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生を極力お世話いたします。
3. 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は、希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 団体監理型技能実習生の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者との面接を行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介に労をとります。
6. 本事業所は、労働争議に対する中立の立場を取るため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申しあげます。

第五 団体監理型技能実習の実施にかんする監理

1. 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切は方法）によって3ヶ月に1回の頻度で監査を行うほか、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
2. 第1号団体監理型技能実習に係わる実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、一ヶ月に1回以上の頻度で、認定計画に従って実習を行わせているかについて実施による確認を行うとともに、実習実施者に対し必要な指導を行います。
3. 技能実習を労働力の需給の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
4. 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、実習生を業務に従事させません。
5. 技能実習計画作成の指導にあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
6. 実習生1号の入国費用及び2号実習修了時の帰国費用を負担するとともに技能実習生が円滑に入国、帰国できるよう必要な措置を講じます。1号～2号実習期間中の途中帰国に関する費用は実習生負担とする。また、3号実習生としての再入国に関する費用については実習実施者、実習生 協議のうえ決定するものとします。
7. 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。
8. 実習監理をおこなっている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型技能実習実施者及び実習生への助言、指導その他必要な措置を講じます

9. 本事業所内に監理団体の許可証を備えつけるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。
10. 技能実習の実施が困難となった場合には、団体監理型技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等をおこないます。
11. 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第六 監理責任者

1. 本事業所の監理責任者は、山田 菜摘です。
2. 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入の準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の習得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言ならびに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること。
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第七 監理費の徴収

1. 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
2. 監理費（職業紹介費）は、団体監理型技能実習実施者から求人の申し込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申しあげます。その額は団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間における雇用関係の成立のあっせんに係わる事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、宿泊費、外国の送り出し機関に支払う費用その他実費に限る。）の額を超えない額とします。
3. 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申しあげます。その額は、監理団体が実施する入国前及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師、通訳への謝金、教材費人件費、交通費、宿泊費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当、その他実費。）の額を超えない額とします。
4. 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申しあげます。その額は団体監理型技能実習の実施に関する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
5. 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の

監理費表に基づき申し受けます。その額はその技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る）の額を超えない額とします。

第八 その他

1. 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係わる団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
3. 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知りえた個人的情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申し込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、宗教、などを理由として差別的な取り扱いはしません。
5. 本事業所の取り扱い職種の範囲等は次の通りです。
 - (1) 紡績運転 5-1-1 前紡工程作業 5-1-2 精紡工程作業 5-1-3 巻糸工程作業 5-2-4 合ねん糸工程作業
 - (2) 織布運転 5-2-1 準備工程作業 5-2-2 製織工程作業 5-2-3 仕上工程作業
 - (3) 染色 5-3-1 糸浸染作業 5-3-2 織物・ニット浸染作業
 - (4) ニット製品製造 5-4-1 靴下製造作業 5-4-2 丸編ニット製造作業
 - (5) 経編ニット生地製造 5-5-1 経編ニット製造作業
 - (6) 婦人子供服製造 5-6-1 婦人子供既製服縫製作業
 - (7) 紳士服製造 5-7-1 紳士規制服製造作業
 - (8) 下着類製造 5-8-1 下着類製造作業
 - (9) 寝具製作 5-9-1 寝具製造作業
 - (10) カーペット製造 5-10-1 織じゅうたん製造作業 5-10-2 タフテッドカーペット製造作業 5-10-3 ニードルパンチカーペット製造作業
 - (11) 帆布製品製造 5-11-1 帆布製品製造作業
 - (12) 布はく縫製 5-12-1 ワイシャツ製造作業
 - (13) 座席シート縫製 5-13-1 自動車シート縫製作業
6. 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上の通りですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。